

岡山県消費生活懇談会の公開に関する方針

平成22年7月5日決定

「審議会等の設置及び運営等に関する指針」に基づき、標記懇談会（部会を含む。）の公開について、次のとおり定める。

原則として会議は公開とする。

ただし、以下については、非公開とする。

- ・ 特定商取引に関する法律に基づく行政処分関係

岡山県行政情報公開条例第7条第6号イに該当する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

- ・ 苦情処理部会において検討、処理する個別案件

岡山県行政情報公開条例第7条第2号に該当する情報であって、特定の個人を識別することができるため

- ・ その他、あらかじめ懇談会が非公開と定めた場合